

行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	自然保護課	整理番号	5-3
許認可等の種類	生息地等保護区 立入制限地区における行為の許可			
根拠法令条例等・条項	長野県希少野生動植物保護条例第25条第4項			
許認可等の概要	<p>何人も、知事が定める期間内は、立入制限地区の区域内に立ち入ってはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りではない。</p> <p>(1)非常災害に対する必要な応急措置としての行為をするために立ち入る場合 (2)通常の管理行為又は軽易な行為で規則で定めるものをするために立ち入る場合 (3)前2号に掲げるもののほか、知事がやむを得ない事由があると認めて許可をした場合</p>			
審査基準 (未設定の場合 はその理由)	<p>未設定(法令の規定において言い尽くされているため)</p> <p>【参考】長野県希少野生動植物保護条例 第25条第5項</p> <p>第23条第7項及び第8項の規定は第1項の規定による指定及び第3項の規定による指定の解除について、前条第5項及び第7項の規定は前項第3号の許可について準用する。この場合において、第23条第7項中「その旨並びに指定の区域、指定に係る指定希少野生動植物及び指定の区域の保護に関する指針」とあるのは、第1項の規定による指定については「その旨及び指定の区域」と、第3項の規定による指定の解除については「その旨及び解除に係る指定の区域」と、同条第8項中「前項の規定による告示」とあるのは、「第25条第5項において準用する前項の規定による告示」と読み替えるものとする。</p>			
基準の制定根拠	—			
標準処理期間 (未設定の場合 はその理由)	未設定 (過去に申請実績がない又は稀であるため)			
期間の制定根拠	—			